

# 令和元年第11回木島平村教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和元年11月27日（水）14：30～15：58

2 場 所 木島平村役場 議員控室

3 出 席 教 育 長 小林 弘  
教育長職務代理者 佐藤 秀雄  
委 員 本山三智子  
委 員 月岡 英彦  
委 員 佐藤小百合

5 出席した事務局職員

子育て支援課長 山寄 真澄  
生涯学習課長 高木 良男  
生涯学習係長 小林 正俊  
子育て支援係長 武田 幸一

## 1 開 会 午後2時30分

## 2 前回会議録朗読承認（署名）

令和元年10月30日開催の令和元年第10回木島平村教育委員会定例会会議録を山寄子育て支援課長が朗読し、出席委員全員が内容を確認のうえ、全員が承認し署名した。

## 3 教育長報告

(1) 11月6日開催の保育園定例会時に保育園長及び園長補佐に指示した事項、「英語で遊ぼう！」が始まる、新学習指導要領の趣旨を保育園でも捉えて運営を、「やまほいく」と強度近視の関係、保育所給食者研修会復命書より災害時の備蓄について、幼い子どもへの虐待他について説明した。

(2) 10月25日開催の村校長園長会時に小中学校校長・保育園長等に指示した事項、11月市町村教育委員会連絡会から【わいせつ行為の根絶、体罰の防止、学校事故が起きた時の危機管理、台風19号災害事故、学校における働き方改革、キャリアパスポートについて他】、人事異動について、令和元年度をどう総括するか、文科省「全国学力・学習状況調査」結果について県教委との懇談より、教育の根底にある人権同和教育【宮城県石巻市大川小訴訟他】他について報告説明した。

## 4 議 事

### (1) 議案第18号から第22号

・議案第22号 令和元年度木島平村一般会計補正予算（第5号）について

山寄課長

この後、議事ではありますが、生涯学習課の課長係長、社会教育委員の会議が有りますので、早く出ないといけないということが有りますので、議事の方大変申し訳ありませんが、議案第22号補正予算からお願いいたします。教育長お願いいたします。

小林教育長

それでは、議事の方に入ります。一般会計の補正予算案、予算書の第5号ということで、頁数は何処になるか一寸また生涯学習課の方で言っていただいで説明をお願いします。

○説 明

小林係長 お手元の資料、補正予算書第5号と書いてある資料有ります。頁が84頁です。

○資料1 議案集に基づき議案第22号説明

小林教育長 子育てもやりますか。生涯だけで良いですか。

山寄課長 はい。では、とりあえず。はい。

小林教育長 はい。それでは、今の説明の所でご質問ありましたらお願いいたします。

教育委員 (特段意見等無し。)

小林教育長 宜しいでしょうか、それでは、補正予算につきましては、これは議事ですので、承認という形を取りたいと思います。

山寄課長 説明。一寸子育ての説明が有りますので。

小林教育長 こっちの方ね。分かりました。

山寄課長 この中、予算の中です。

小林教育長 では、それもやってしまいますかね。続けて。良いですかね。

高木課長 大丈夫です。

小林教育長 大丈夫。子育てやりますか。

武田係長 はい。

小林教育長 それでは、引き続き、そちらの方もお願いいたします。説明、武田係長お願いします。

武田係長

はい。それでは、頁76ページお願いします

○資料1 議案集に基づき議案第22号説明

○質 疑

小林教育長

はい。それでは、生涯学習課子育ての方も含めまして、両方合わせてご質問が有ったらお願いします。

教育委員

(特段意見等無し)

小林教育長

宜しいでしょうか。では、ここの所はご了承いただいたという事で良いですかね。ありがとうございます。

○出席者全員が承認した。

- ・ 議案第18号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- ・ 議案第19号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
- ・ 議案第20号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う整備条例の制定について
- ・ 議案第21号 木島平村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

小林教育長

それでは、議案第18号から22号まで有りますが、資料1で宜しいですね。

山寄課長

はい。

小林教育長

では、説明お願いいたします。

山寄課長

1号ずつ行きますか。

小林教育長 全部で、全部お願いします。

山寄課長 では、議案第18号から21号まで全部一括行きますのでお願いいたします。

○説 明

山寄課長 ○資料1 議案集に基づき議案第18号から議案第21号まで説明

○質 疑

小林教育長 はい。法律又は条例に関するプロの人の説明があった訳でありますが、またお読みいただいて今回は12月の定例議会に出して、そして承認を得るといような形でありますが、ここで聞いて置いた方が良いという様なことが有りましたらお願いいたします。

教育委員 (特段意見等無し。)

小林教育長 それでは、又、読み込んでいただいて、よろしく願いいたします。議事ではありますが、一応議会で承認ということになりますから、ここで皆さんには、こういうものを出すということで、しといていただくことでお願いします。

山寄課長 承認ということで。

小林教育長 はい。

○出席者全員が承認した。

## 5 協 議

### (1) 教育委員会例規等制定改廃について

- ①木島平村社会同和教育専門指導員設置要綱の一部改正について
- ②公民館長の勤務条件等に関する規程の一部改正について

小林教育長

それでは、次の、5番の協議に入ります。教育委員会の例規等制定改廃について①②共にお願いいたします。

#### ○説 明

山寄課長

これにつきましては、訓令、両方とも訓令でありまして、条例規則ではありませんので、議事とはしておりませんが、皆さんにご協議いただくという事になります。これも、先に申し上げました会計年度任用職員制度に係るものでありますのでお願いいたします。

#### ○資料2に基づき説明

#### ○質 疑

小林教育長

はい。芳原館長につきましては、そういう様に今度は勤務条件が上がるという様な事で有ります。それから社会同和教育専門指導員、これは各分館に1名、居られる訳で有りますが、専門指導員だけの人、区長が兼ねる所、分館長が兼ねる所、又は分館主事が兼ねる所とそれぞれの分館で違うので有りますが、その方の事の設置要綱の一部改正と、いうことに当たるかなと思いますが、ご質問有りますかね。

教育委員

(特段意見等無し。)

小林教育長

そういうふうに、この、色々と例規上変わって来るといような事でありますので、それではご承知して置いていただくという事をお願いをいたします。

(2) 副学籍制度について

小林教育長            それでは(2)番副学籍制度についてという事で、私の方で進めて。

山寄課長              私やります。

小林教育長            やります。

○説 明

山寄課長              はい。今まで、副学籍制度につきましては、何回か定例会の中  
でご協議いただいて、一応内容的な事につきましては、先回の定  
例会で一括りということで、終わりということにさせていただき  
まして、本日最終承認をいただくという段取りということであり  
ますので、主に要綱、実施についてという、この物について承認  
をいただければ良いかなと思っております。副学籍制度につきま  
しては、来年の4月1日から施行ということでもありますので、議  
会等の説明につきましては、12月議会ではなく3月議会になろ  
うかというふうに思いますがよろしくお願いいいたします。

○資料3に基づき説明

○質 疑

小林教育長            前回は扱いをいたしました。特にご意見も無くて、今日は承  
認のみという事になりますので、実施要綱につきましては、来年  
度施行に向けて承認を取りたいと思っておりますが如何でしょうか。3  
回今までに、3回ほど協議の時間を取って来ましたが。

月岡委員              先生、これ同じ様なものですか。

山寄課長              これ、同じなので、はい。

月岡委員 中で、文章で一寸おかしくないですかね。

山寄課長 そうですか。

月岡委員 ええ。

山寄課長 要綱です。

月岡委員 ええ。両方、係わりますね。例えばこちらの方で言えば2頁の第5条の一番後ろの方に、「副学籍希望者願」、だから、これは、「者」は要らないのですね。

小林教育長 希望者、えっと、今の。

月岡委員 こちらの。

小林教育長 こっちね。

月岡委員 資料と何も書いてないもの見れば。

小林教育長 資料ではない方ね。

山寄課長 一寸お待ちください。副学籍。

佐藤職務代理者 「副学籍希望者願」で。

月岡委員 「者」が要らない。必要ないですかね。これ。

佐藤職務代理者 型式になっているのは無いね。「者」が無い。

小林教育長 2頁、2頁の第5条。

月岡委員 ええ、第5条。



佐藤職務代  
理者  
月岡委員

一番お終いの方。

文の一番最後の所ですけどね。

佐藤職務代  
理者  
山寄課長

「副学籍希望者願」、なってるけど。

「副学籍希望者願」って何処ですかね。第3項です。

月岡委員

第5条。

佐藤職務代  
理者  
本山委員

第5条の一番上。

一番上の。

山寄課長

「副学籍希望者願」

月岡委員

「者」が無いんですよ。

山寄課長

希望願と、これ関さん作ったもので申し訳ありません。基本的には、この資料、様式に合わせる。どちらか、これ、様式と要綱合っていないなければならない。

月岡委員

はい。

山寄課長

だから、こちらが正解です。皆さん見ていただいたのが正解で、こちらは不正解。

月岡委員

はい。

山寄課長

はい。

小林教育長

今日配ったのは。でなくて。

山寄課長

今日配った穴の開いていない方は、不正解ですので忘れてもらって。

月岡委員                   こっち要らないのですね。

山寄課長                   まあ、言えば要らない。

月岡委員                   資料3という方を選べば良いのですね。

山寄課長                   それは見て有りまして、これ一寸、「者」が入ってはいけ  
ないもので、要綱の内容とこの様式の内容は、タイトルが同じく  
ないと駄目で、例規上は、です。

月岡委員                   それで、資料3の方を見ても、第5条の3項の一番最後、通知  
するものとするで、「も」抜けていますよね。

山寄課長                   ああ、それは失礼しました。それは私の間違いですね。はい。

月岡委員                   それと後、これ先月貰った資料と全く同じ所なのですけどね。  
あの時、言葉の言い回しを同じにしましょうという事で、一番最  
終頁、11頁、11頁の(3)の一番最後ですね。「行うように  
する。」なんて「します。」という様に統一しましょうと。

山寄課長                   そうですか。一寸大変申し訳ないです。

小林教育長                語尾ですね。

山寄課長                   それは、こっちに合わせさせて貰います。あの、無いですね。  
その辺は直させていただきます。すいません。

小林教育長                前に皆さんからご意見いただいたのは、本人には言った訳で有  
りますが。

山寄課長                   これはね。これは直っていませんでした。はい。これは直っ  
ていませんでしたので直します。後は良いですか。一寸心配になり  
ましたので。

月岡委員 前回の訂正は書いて行って、家で勉強して来いと言われたので、一応は読んで見たんですね。

山寄課長 すみません。

月岡委員 内容に対しては、その通りで良いと思いますけど、誤字脱字の所は今一寸言いました様に。

山寄課長 分かりました。

小林教育長 では、今のチェックする所は良いですかね。

山寄課長 はい。

小林教育長 では、そこの所を直して正式な実施要綱にするという事で、承認という事で宜しいですかね。

教育委員 (特段無し。)

小林教育長 はい。改めて出しますが、どうします。12月は出しますか。良いですかね。

月岡委員 ええ、宜しいです。

山寄課長 又、12月は出さないですけど、又正式なものを、直したものを、直して貰います。

小林教育長 では、3月。ありがとうございます。もうこれ7月位から、副学籍について、皆さんからご協議をいただいて、色んな所から、文言の所、そして又読点句点とかね、色々ご指摘いただきました。やっと実施する方向へ向けて出発した訳でありますが、承認をしていただいたという事でありありがとうございます。

(3) 村教職員組合の要求・要望に対する回答について

小林教育長

それでは(3)番の村教職員組合の要求・要望に対する回答という事でお願ひします。

○説 明

山寄課長

はい。これにつきましては、11月の、日付けが入って無かったので、11月の1週間位前ですかね、木島平村教職員組合大塚伸司さんの名前で、実際に要求書、要望書を持って来られたのは中学校の小林和仁先生が書記長なんですかね、持って来られました、要望しますということで有りますので回答につきましては、この様に回答したいということで有りますので、よろしくお願ひしたいのですが、内容的には例年と同じものも有りますし、若干変えたものも有るし、本当に新しく入ったものも有る訳であります。また見ていただきましてお願ひします。

○資料4に基づき説明

○質 疑

小林教育長

まだ回答する日取りは決まっていない訳であります。一応こういう様な案として回答をして行きたいということで有ります。皆様お気づきの所有りますでしょうか。

佐藤職務代理者

あの、すいません。

小林教育長

どうぞ。

佐藤職務代理者

職員の、先のスキーの宿泊を伴うとか、4頁、中学校の広島のやつとか、ルクセンブルク有りますけど、こういったものについては、あれですかね、手当て的なものは、これは県なのか、そういったものは考え、というか実施されているのか。つまりスキー部なんかはこれ。

小林教育長 小学校の方でスキー部の場合は、引率した場合1泊につきいく  
らという事でね、日当は出ていると思います。

佐藤職務代  
理者 それは、村ではなくて。

小林教育長 いや、それはどうなのか。

山寄課長 あの、日当は出ているかどうか分からないのですが、村から  
出ております。こちらから出ております。

佐藤職務代  
理者 ああ、そうですか。

山寄課長 補助金の中に入っています。

佐藤職務代  
理者 分かりました。修学旅行、そこらで何も無いというよりは、そ  
の辺が有るという事で、認めていただければ良いかなという気が  
しますが、もう一つ、今7頁、先に言われた様に放課後児童クラ  
ブですか話有りましたけれど、私前の豊野みたいな所に居た時  
には、別棟でドカンと1億円で建てた児童センターというのが有  
りましたから、学校出たらそっちへ行っちゃうんですけど、大部分  
の学校は空き教室を利用している事が多いと思います。実際問  
題、ただし、その、ここで要望出ている様に、今の場所は前に特  
別支援学級でしたっけ、有った場所だと思います。で、段々所謂  
空き教室が増えて来ている実情が有ると思いますが、低学年棟と  
いうのは、多分、要するに離れているという意味だと思うので  
すね。そういう、何ていうか、私違う学校に居た時に、若干隔離  
した状態が有ったんですよ、学校の方へ自由に出入りしないパター  
ンが有ったんですけど、そこらでこれ多分出ている事かなと、将  
来的な問題ですけど、要するに学級数がどんだん減っ  
て行って、本当に低学年棟のここから使っていいよ、1でなくて  
2つ位の部屋がもし使えるなら、で、ここからは体育館とか使わ  
して貰わなければ不味いと思うけど、ある程度、何というかな、  
自由に学校の中好き放題に歩くんではないと思うんです。現在も  
そうだと思うんですけど、そこらの事がある程度制限できるとい

うか、先生方のその教室の名札とかそういう面で、要するに新しい先生が来られた時のあの事を言っているんだと思うのですが、そういう様な事を将来的に、その今の一部屋では足りないという話も聞いているんですね、40何人常に来ているんだそうですが、そうすると、低学年棟というのは、これ現実味を帯びて来て、来るのかなという気がいたします。空き教室の実状、教室の配置具合、学校全体の使い勝手を見て、上での話ですけどね。また検討していただければ良いなと思います。以上です。

小林教育長

今、現状通りという回答をして行く訳であります。現在使っている放課後児童クラブの部屋は、一寸広いのですよね。低学年棟の一つの教室よりも、それで保護者の迎えとかそういう点で、非常に具合が良いと、ただ、こういう不具合が有るという事で、子供たち自身は学校中を歩き回るという事はどうかと、体育館とあそこの所を行き来をするという、放課後子ども教室、所謂スキルアップ教室の方に行くとかね、そういう事で有ります。だから低学年棟に行くと、教室が狭いだとか、きっとある訳で、いずれ考えて行かなければいけないかもしれないけれども、所謂厚労省と文科省型の方で、今までは、新たに、昔は新たにその児童館というのを作って、そこへ子供が、学校が終わってすぐ行くという様な事だけでも、今空き教室が増えているから、所謂空き教室というよりか、学校と一体となってそこで放課後の子供達の支援をして行くというふうに変わって来ているんですね。そんな事で前に一寸話したように、東京でも、そういう児童館ではなくて空き教室に子供達の放課後児童クラブをやって行くという一寸そういう動きになっているのでね、小学校のこういう要望も分かる訳で有りますが、そんな様な事も含めて子供達が他の方に行くという訳でないので、そんな面では、考えて行かなければいけないなと思うのも有りますし、例えば農村交流館に行った時に、放課後クラブに行っている子供達も、スキルアップに行っている子供も居るんですね、体育館で遊んでいる、一旦クラブに出て、顔を出して、山崎先生にこれからスキルアップ教室に行つて来ますと一言言ってスキルアップ教室に行くという事、いう様なことが有ると、そうすると、農村交流館とかこういう所に居て、この時間、時期、時間帯というかこの間はスキルアップ教室も非常に上

手く行き来が出来ないという様な、そんな様な事も有るので、もっと総合的に考えなければいけないなという様な事を、私はこの部分を見て思いました。4頁の所で引率の件ね、広島とかルクセンブルクとか色々有る訳で有りますが、又他の方の、村でやっている行事を平日に出来ないかとか有る訳で、やはり其々の地域地域実情も有りますしね、広島の方にしても、それだったら修学旅行だってそろそろ止めたらどうだと、一寸私も言いたくなる位なんですけどね。あれも引率して行く訳で、やはり子供達を一番知っている人が引率して行かなければ、広島ルクセンブルクはいざという時の対応が出来ないと、普段の日常生活の子供達の様子を良く知っている先生がね、そんな面で役場職員が付いて行けば、ただ居れば良いのかというのと違うですよ。そんな様なことも考えて行かなければいけないので、要望は要望でね、良いですが、ここに書いてある様な回答でご協力いただきたいという様な回答になったものです。他に何か気付かれた事とか如何でしょうか。

佐藤委員

いいですか。

小林教育長

どうぞ。

佐藤委員

先ほどの放課後クラブの。

小林教育長

頁。

佐藤委員

放課後クラブの7頁の空き教室の件なんですけれども、皆さんの仰るのもすごく分かりますし、家の娘も今6年で、スキルアップにも行っているのですが、放課後クラブには行ってないのですが、スキルアップの教室の方でお勉強をして帰る時に、そのまま教室から外に出て帰るって場合も有るんですね。玄関通らないで。なので、そういう所で、玄関を通る事で職員室が近いので、便利だったり、職員室の方に行く機会が増えて来るっていう事で、先生方が一寸こう神経質にならざるを得ないってことが有るのであれば、冬、休みの間っていうのはスキルアップが無いですよ、そうすると、ざっくりしたあれなんですけど、放課後児童クラブなりを、低学年棟といいますか、端の今使ってらっしゃるスキルアッ

ブとかの教室の方から上、2階にも確か行かれると思うので、体育館に行く時は、下を通らずに2階を通って体育館に行くとか、そういう方法も考えられなくもないのかなと一寸お話を聞いた、要望書を見ていて思ったので、直ぐではなくとも必ずしも大きさとしては、今の放課後児童クラブの大きいですし、一寸小上がりみたいなもの確か有ったりとか、そういうところでは有るんですが、考えてもいいのかなと、移動する場所、玄関がどうしても、是非是非正面玄関で行かなければいけないという考えでなくて、放課後児童クラブの子、靴をもって低学年棟の、時々なんですけれど、それは外に下駄箱が有るので、そちらの方に靴を置いて帰りに玄関からではなくて、放課後児童、あのスキルアップの先生とやり取りをして、今日はこっちから帰りますみたいに、それが良いのか悪いのか一寸先生、スキルアップの先生と詳しくお話してないので分からないのだが、そういうケースもあるということが、一寸お含み置きいただければ、一寸考え方が一寸広がるのかなという事思いました。あと4頁の学校閉庁時の緊急連絡先の中に有るのですが、緊急連絡先というあれだけではなくて、私個人的にも先生方が、の携帯電話の番号を結構皆さん通知とか、何か有ったら知らせてくださいということで、載せて来るんですよ。で、他の方分からないですが、先生と直で連絡を取り易いということで安心感はあるんですが、逆に今まで、今後、人其々個性が有るので何とも言えないのですが、やっぱり昔、私が子供の頃とかというのは携帯電話無くて、先生のお家に電話しなくてはいけなかったもので、やっぱり一寸敷居が高くて、用件以外は、まあ家で処理しようとか、余程の事が無ければ、学校に電話をして先生の電話番号を伺って聞くとか、連絡網で先生のご自宅の番号を知っているので、そこにすいませんということで電話するという習慣だったんですが、今携帯電話の時代になって来ると一寸すいませんというモラルの範囲になって来るかもしれないのですが、そういうところが段々時代的に変わっているという事、個人情報という事も有りますので、先生方の携帯電話の番号はやはり個人のもので有りますので、一寸取扱いについて何らかの一寸考えをして行った方が良いのかなというのを思いました。というのも、学校に電話をして、相談とかっていうのも有るかもしれないのですが、大きい所では想像かもしれないのですが、大きい所



でしたらクレーマーではないですけど、そういう事も学校経由ではなくて直に先生の所に行って、例えばプライベートの時間に携帯電話を先生にお電話して、昏々とか話すとか、そういう事も無きにしも有らずのではないのかなということも思うので、働き方改革、そう大きい何かというのではなくて、やはりこう個人の情報に関しての、携帯電話というのはやはり一寸一つ考えるべき所ではないのかなというのが前から有ったので、今ここに一寸要望書として有ったので、お伝えさせていただきました。

小林教育長

あの。保護者の皆さんは担任の先生の携帯番号ていうのは知らないの。

佐藤委員

知ってます。皆知ってます。

小林教育長

知ってますよね。そうですね。今年の8月に留守番電話という観点から、其々丁度10日間の学校閉庁が有って、その時に調査をお願いしたいという事で、夏休みが終わってから先生方の所に保護者からどの位電話が有りましたかという様に、1件だけだったんですね。それも何の事か一寸忘れてしまったのですが、この教育委員会でも一寸、校長会かなお話ししたんですが、そんな面で、結局学校閉庁日における担任の方に電話をするということが殆ど無かったという、そういう事も有ったり。

佐藤委員

地域柄も有るのかなというのも有りますので、この村だからそういう事、やっぱりしない人が多いかもしれないですけど、全国的ではないですけど、大きい所だとやっぱり色々な人が居るので、先生方の方が色々な地域からいらっしゃるので、そこら辺の取り扱いというのはご存知かもしれないのですが。

小林教育長

地域の実状とかね。所謂大都市の辺と田舎という所、それもやっぱり有ります。先ほどもこの、本村だけで有ると色々有りました、例えば信毎に出てたけれども、留守番電話とかそういうものでも、本村だけでなく長野県下、やっぱり4割位ね、位入って無いんですよ。だから、この周辺ではほとんど入って、まあ留守番電話に関してはね。そういうのともう一つは、県教委との所

で、やり取り、各教育長とのやり取りの中でも、いざという時にはそういう学校の方で、留守番電話で役場へ来る。役場から校長へ来る。校長から担任というね、いざという子供の命に係わるということで、その様な繋ぎ繋ぎのもので本当に良いのかどうかという様な質問をした人も居ました。ですから、それは最初の時のこのルールでね、本当に切羽詰まったというそういう様な時については、担任さんの方に直にお話をするという事です。時には大事な事だしね。だから色んなケースが有るのでね。だから、即役場へ電話をする。役場から又そっちにやる、本当にそれで良いのか、又、ここにも検討するというふうに書いて有りますがね、そんな事で、大都市、一番そういう様な犯罪、生徒指導上の問題の有る所と、こういう様な、木島平の様な所とね、一律に考えるかどうかというそういう所、今後検討して行く。

佐藤委員

段々地域の方が村に嫁いで来たりとかそういう方がいらっしゃるので、やっぱり今までの、こう考えとか、今まで村だからこうだったろうって事が段々理解できない様な案件が、やっぱり入って来ている一方ですよ。あの若い、言い方あれですけど、世代のギャップで、昔だったら考えられない事が今起きているっていう、子ども自身でもそうです。昔の子供と今の子供では違うというのと、携帯電話世代と携帯電話世代でない親では携帯電話の取り扱いに対する思い入れが違うので、直ぐ携帯で電話しちゃうとか、でも私もそう、私はそうなんですけど、やっぱり携帯で電話するというのは一歩引いちゃうので、だったら学校に若しいらしたら電話しよう、いらっしゃらなかつたら、まあどうしてもだったら携帯に電話せざるを得ない、やっぱり本当に申し訳ないなという気持ちが有ったりするので、世代がやっぱりこう変わって来ている。時代が変わって来ているっていうのを一寸勘案してこの携帯電話の番号に関しては一寸考えて行った方が良いのではないかなと、やっぱりどんどん村外からのお家だったり、村外の方が移住して来たりとか出て来るんで有れば、今までの考えと一寸また幅広く緩やかな、考えられる様にして行かれば良いのではないかなと思うので、そこはお願いしたいなと思います。

小林教育長

参考意見としてね。

佐藤委員 はい。検討お願いします。

小林教育長 検討するという事で、即そういうふうになるという事か、又は学校自体でその辺の所を、携帯電話、電話の仕方のルールの確認をすとかね、そういう所を含めて。はい。一寸あと5分ばかりになって、4時から社会教育委員の皆さんとの懇談、どこで、ここかい。

山寄課長 ここなんですよ。

小林教育長 ああそう。

佐藤委員 すいません。

山寄課長 良いんですよ。いっぱい盛り込みすぎて申し訳ありません。どうします。教育大綱。

小林教育長 教育大綱は色々有るのでこれを今日はできません。あと2分位で終了したいと思います。が、(3)番他に何か有りますか。あと、2、3分で終わりにしたいなというふうに思いますが。あと報告、その他の方も一寸できませんのでね。

佐藤職務代理者 今の事、今の話に一寸関連して、短くやります。携帯電話、プライバシー、個人情報、正にその通りだと思います。で、多分大きな会社では個人の携帯ではなくて会社用の携帯というのが有るらしい、要するに仕事用っていうか、そういうふうに分けて使っているらしいのですけれども、そこまで出来るとは思わないけど、私放課後の時やっていたのは、別なの、公の携帯っていうか古い携帯が1本有りましたけど、他の携帯教えていませんでしたから、そういう様なの、校長さんが持つとかね、分かんないけどね、例えば何か時代に対応した事はこれから必要になって来るかもしれないなどこの要望を見て本当に思いました。以上です。

小林教育長 まあ、放課後児童クラブ専用の携帯電話、やっぱり有りますか

	ら。
佐藤職務代理者	あれは普通の電話と変わらないですけど。
小林教育長	はい。それでは、あと1分位で終わりにしたいと思います
教育委員	(特段無し。)

## 6 報 告

### (1) 保育園及び小中学校の状況

武田子育て支援係長が、小学校関係について一部報告した。

### (2) その他 (特になし)

## 7 その他

### (1) 当面の日程 (諸行事・会議等)

山寄子育て支援課長が、令和元年第12回教育委員会定例会の開催日程について提案した。全委員が了承し、「令和元年第12回木島平村教育委員会定例会を令和元年12月25日(水)午後3時30分から」開催することに決定した。

山寄子育て支援課長が、資料7により岳北地域の高校の将来像を考える地域懇談会の開催及び出席依頼について説明した。

### (2) その他 (特になし)

## 8 閉 会 午後3時58分

小林教育長が閉会を宣した。